

飲酒運転をやめよう

発行所 岩室村役場
印刷所 卷・北洋印刷K.K.

No. 135

(1)

昭和48年7月1日

岩室村の人口

(6月1日現在)

| | | |
|-----|---------|-------|
| 男 | 4,232人 | (- 1) |
| 女 | 4,805人 | (- 7) |
| 計 | 9,037人 | (- 8) |
| 世帯数 | 2,073世帯 | (+ 4) |

(住民基本台帳による)



土地の乱開発を防止

自然環境保全条例並びに
大規模開発事業の適正化対策要綱で

“みどりの自然”をいつまでも

美しい自然是、私たちの
心を慰めてくれるばかりで
なく、健康な生活をしてゆ
くうえにも欠かすことがで
きません。

しかし、最近は異常な土
地需用、日本列島改造の波
にのって土地の買占め、乱
開発は、私たち郷土の山野
にも急速に進んでいます。

このままでは、地域住民
の自然環境が破壊され、住
民の健康で文化的な生活の
保障が危ぶまれています。

この現状に対処するため
に、県では、新潟県自然環境保
全条例、新潟県大規模開発事
業の適正化対策要綱をつくり、市町村と協力して土
地の乱開発を防ぎ、計画的
な土地利用によって住民の
生活環境を保全することに
なりました。

環境保全条例では、大規
模開発行為について、ゴルフ場
の造成、スキー場の造成、宅地の造成
(別荘地は) 一〇 ha (別荘地)
遊園地の建設 三ha 普通索道の建設
大規模開発適正化要綱で
相談下さい。

は、(別荘地) 一ha (別荘地)
(別荘地) 二ha

住宅、工場等(二ha)以上の
開発事業は、利用目的の如
何にかかわらず、地主と交
渉をもつ前に、市町村を經
由して開発事業計画を知事
に提出しなければなりません

そしてこの届出によつて
その事業が、県や村の土地
や、自然環境、文化財保護
のうえから適切でないと認
められた場合、知事は土地
の取扱いの中止勧告をするこ
ととなっています。

また、その開発事業計画
が地域開発に役立ち、地域
の自然や社会の条件に即し
たものであれば、村と開発
団体を結び積極的に進める
ことができます。

現在土地取得交渉中の方は
もちろん、昨年一月一日以
降すでに土地を取得した方
もこの届出が必要となつて
います。

まだこの届出のお済みで
ない方は、早や目に届出し
て下さい。

美しい自然環境を後世に
伝えるために事業者はもち
ろんのこと、一般村民のみ
なさんも自然の大切さを考
え、乱開発の防止にご協力
ください。

今後、事業者から土地取
引の交渉がありましたら、
事前に役場総務企画課へご
おられます。

あなたの建設的な意見
あなたの建設的な意見

母校の教育振興功勞

棚橋さん紺授褒章叙勲



紺授褒章を叙勲されました
た。

岩室小学校は同氏の善意
の行為の使用方法について
研究されている。近く開
校百周年記念事業で、大規
模な交通公園設立が計画さ
れております。これらの施
設充実に充てられることも
交通災害にさらされたい
る児童は、善意の基金で完
成した公園で勉強ができる
ことになる。

母校岩室小学校の教育振
興を願つて、昨年、百万円
をボンと寄贈した棚橋キヨ
さん(東京都世田谷区東玉川一
丁目四一ノ一四)は、

このたび内閣総理府から、

知事への“たより”
あなたの声を県政に

―― 県政ポストの利用を――

あなたの声を県政へ

県政ホスト

知事へのより 新潟県



ご要望やご不満、
あるいは相談した
ことがあります。
率直なおたより
をお寄せ下さ
い。

県政ポストは、
役場住民課の窓口
に設置され、県知
事宛のハガキ(料
金受取り人払い)が用意さ
れています。

この“たより”は県が行
なつて、広く県民の皆さん
たつて、広く県民の皆さん
からの声をお寄せいただく
ことに、ますます、県民総参加
の市政づくりを目的として
あります。

あなたにいたしまよ
う。